

平成17年度国土交通省PFIセミナー 事前質問と回答(高松会場)

番号	質問	回答
1	市町村合併の関係で、今後の大型施設の整備事業は合併に伴うものが多くなることと思われます。PFIの促進のために、本来合併特例債の対象となる事業をPFIで実施した場合に、SPCに支払う費用の一部について、特例債と同様の普通交付税措置を行う、というような優遇措置について、今後検討される予定があるでしょうか。	申し訳ありませんが、合併特例債や普通交付税については、総務省へお問い合わせ下さい。
2	今後、四国管内において、国・県・市町村が取り組む計画がありましたら、お教えいただけますか？	現在計画中の事業については、把握しておりませんが、8月末現在、四国地方において、3件の事業で実施方針が公表され、PFI方式による事業実施、検討が進められております。
3	当社はコンクリート2次製品の製造・販売を主としていますが、2次製品メーカーが直接PFIに関わることはありますか。	PFI事業は、民間のノウハウを活用することにより、低廉かつ良質な事業の実施を行うものです。応募グループの代表企業、構成員、協力企業については、事業内容を鑑み、民間により様々な業種が参加する可能性があると思われます。